○農林水産省告示第二千百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町都川七九四の一、八二〇、二四六九の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月二十七日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡津野町北川字札向八八八九、八八九一、八八九三、八八九五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字札向八八八九・八八九一・八八九三・八八九五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十三年十月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

井上川支川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十三年建設省告示第百九十九号で指定した土地のうち井上川支川に係る土地の区域

○国土交通省告示第千七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

あわら川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

岡山県津山市加茂町成安

字城頭　一〇七〇番

一〇七一番

一〇九五番二

字南谷　一〇七三番

一〇七九番

字後畑　一〇七四番

一〇八〇番

字山ノ神　一〇八一番一から一〇八一番七まで

一〇八二番二から一〇八二番八まで

一〇八三番

一〇八四番

一〇八五番一及び一〇八五番二

一〇八六番

一〇八七番一及び一〇八七番二

一〇八九番一及び一〇八九番二

一〇九〇番

一〇九一番

一〇九二番一及び一〇九二番二

一〇九三番一

一〇八八番九及び一〇八八番一〇

一〇八八番一二から一〇八八番六〇まで

一〇八八番六二から一〇八八番六九まで

一〇八八番九七

一〇八八番九九から一〇八八番一〇七まで

一〇八八番一〇九から一〇八八番一一一まで

一〇八八番一一五

一〇八八番一一八から一〇八八番一二八まで

一〇八八番一三〇

一〇八八番一三五

一〇九四番一

字丸戸谷

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び昭和四十二年建設省告示第千二十号で指定した土地の区域を除く。）

岡山県津山市加茂町安

字角田　一〇〇一番三　一号

字井上　九八五番一　二号

九七六番二　三号

九六七番三　四号

字坂上　九六九番　五号

字城頭　一〇七三番　六号

字南谷　一〇七〇番　七号

字城頭　九七四番一　八号

字南谷　一〇六三番一　九号

字鳴林　一〇六二番　十号

字井上　一〇五八番二　十一号

字アケサ　一〇一〇番二　十二号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大野呂谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

岡山県真庭市

別所字槙原　七一番

七五番二から七五番五まで

七六番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号と十号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号から九号と十号から十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

岡山県真庭市

別所字槙原　一四番　九号

五二番一　十号

五七番　二号

五九番　十一号

六四番　八号

六五番　七号

六六番二　六号

六七番　十二号

七一番　五号及び十三号

七二番　三号

七五番五　四号

七六番　十四号

八六番　十五号

九七番　十六号

佐引字カンセガ乢　四六二番三　一号

○国土交通省告示第千八十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年十月二十七日

国土交通大臣　前田　武志

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1136	軽量鉄骨パネルを用いた乾式二重壁による遮音構造に応じて評価する方法	8－3　透過損失等級（界壁）	大和ハウス工業株式会社	大阪市北区梅田三丁目3番5号	平成23年10月13日